

子ども・子育て支援新制度に係る条例（案）に伴う各種基準について

1 趣 旨

平成24年8月に、幼児期の学校教育・保育の総合的な提供や、保育の量的拡大・確保及び地域の子ども・子育て支援の一層の充実を図るため、子ども・子育て関連3法が国会で成立し、子ども・子育て支援の新たな制度が創設されました。

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の成立及び児童福祉法の一部改正により、市町村が下記の基準を定めることとされたため条例を制定しようとするものです。

2 条例の概要

平成27年4月本格実施予定の「子ども・子育て支援新制度」開始に向け、市町村が行う事務のうち、地域型保育事業施設の認可、教育・保育施設等の運営状況確認、放課後児童健全育成事業の設備・運営について必要となる基準を定めるものです。

(1) (仮称) 鹿沼市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する条例に係る基準（案）

基準省令と同様の内容を定めることとします。

(2) (仮称) 鹿沼市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例に係る基準（案）

基準省令と同様の内容を定めることとします。

(3) (仮称) 鹿沼市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例に係る基準（案）

ア. 本市の独自基準として、次の事項について定めます。

(ア) 既存の施設に対しては、専用区画の面積に関する基準を適用しない旨の経過措置を定めます。

(イ) 既存の施設に対しては、一の支援の単位を構成する児童の数に関する基準を適用しない旨の経過措置を定めます。

(ウ) 秘密の保持について、退職した職員についても基準を適用します。秘密の漏洩については、事業者は秘密漏洩を防止する措置を講じるとともに、退職した職員についても現職の職員と同様に基準を適用します。

イ. アに定めるもの以外の基準については、基準省令と同様の内容を定めることとします。

3 施行期日

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行します。

子ども・子育て支援新制度に係る基準条例パブリックコメントの結果について

1 募集期間 平成26年6月25日(水)から平成26年7月22日(火)

2 閲覧場所

- (1) 鹿沼市ホームページ
- (2) 市役所保健福祉部こども支援課保育係
- (3) 市政情報コーナー
- (4) 各コミュニティセンター

3 提出方法 持参、郵送、FAX、市ホームページの「入力フォーム」

4 ご意見募集結果

(1) 提出者・団体数：4団体

方 法	人数・団体	意見の件数
持 参	1	4
F A X	3	4
計	4	8

5 項目別の意見数

項目(条例)	意見の件数
家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に関するもの	1
その他	7

6 意見の概要とそれに対する市の考え方

【家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準】

小規模保育施設の保育配置基準を認可保育所と同じようにしていかないと、子どもの死亡事故に繋がることを危惧します。

新制度における小規模保育事業の類型A・B・Cについては、多様な事業からの移行を想定したうえで、職員の配置等の基準を設けています。国が示した事業者への給付費の見込みでは、A型とB型の給付費に差を設けることで、保育士の配置を進め、質の確保を図る方針です。

【その他のご意見】

- 1 保育園の福祉的意義について
- 2 保育園での教育について
- 3 保育所給食役割について
- 4 保護者への就労支援・育児支援について
- 5 栃木県独自に行ってきた加配や加算の継続について
- 6 連携型の認定こども園の認可基準について
- 7 保育料金について

ご意見募集の対象以外のご意見につきましては、回答はいたしません。が、事業実施にあたっての参考とさせていただきたいと考えています。